○総務省令第百二十四号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十一条の規定に基づき、郵便法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （料金の上限の額の認可申請）<br>第二十三条　会社は、法第六十七条第三項の規定により定形郵便物の料金の上限の額の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<br>一　定形郵便物の料金の上限の額（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）<br>二　変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由<br>2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一　定形郵便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書<br>二　郵便の役務に関する事業収支見積書<br>（料金の認可申請）<br>第二十四条　会社は、法第六十七条第五項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<br>［一～三　略］<br>［2　略］<br>（料金の届出）<br>第二十五条　会社は、法第六十七条第七項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。<br>［一～三　略］<br>（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金）<br>第二十六条　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。<br>［一～三　略］<br>［2　略］<br>（収支状況の報告及び公表）<br>第二十七条　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより行うものとする。<br>［2～4　略］<br>5　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。<br>［6　略］ | （定形郵便物の料金の上限）<br>第二十三条　法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。<br>（料金の認可申請）<br>第二十四条　会社は、法第六十七条第三項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<br>［一～三　同上］<br>［2　同上］<br>（料金の届出）<br>第二十五条　会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。<br>［一～三　同上］<br>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）<br>第二十六条　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。<br>［一～三　同上］<br>［2　同上］<br>（収支状況の報告及び公表）<br>第二十七条　法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより行うものとする。<br>［2～4　同上］<br>5　法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。<br>［6　同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （適用）<br>第一条　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第七項及び第九項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。<br>第四条　会社は、法第六十七条第七項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。<br>［一～三　略］<br>（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金）<br>第五条　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。<br>［一～三　略］ | （適用）<br>第一条　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第五項及び第七項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。<br>第四条　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。<br>［一～三　同上］<br>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）<br>第五条　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。<br>［一～三　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定形信書便物の大きさ及び形状の基準）<br>第二十二条　［略］<br>（定形信書便物の料金の上限の額の認可の申請）<br>第二十三条　法第十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第十二の二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。<br>一　定形信書便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書<br>二　信書便の役務に関する事業収支見積書<br>様式第12（第20条関係）<br>［略］<br>［注１　略］<br>２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、定形信書便物の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。<br>［３～６　略］<br>様式第12の２（第23条関係）<br>定形信書便物の料金の上限額設定（変更）認可申請書<br>年　月　日<br>総務大臣　殿<br>（ふりがな）<br>住　所<br>（ふりがな）<br>氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）<br>許可の番号及び年月日<br>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第16条第３項の規定により、次のとおり定形信書便物の料金の上限の額の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。<br>定形信書便物の料金の上限の額 \| <br>変更を必要とする理由 \| <br>注１　変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。<br>２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 | （料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準）<br>第二十二条　［同上］<br>（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）<br>第二十三条　法第十六条第三項第一号の総務省令で定める額は、百十円とする。<br>様式第12（第20条関係）<br>［同左］<br>［注１　同左］<br>２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第22条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する25グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。<br>［３～６　同左］<br>［新設］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。